

【AOTS 受入研修】

8 月開始一般研修コース 今からのご申請でも間に合います！！

弊協会が経済産業省より指名を受けて執行している海外人材育成支援事業(国庫補助事業)の『受入研修』は、海外拠点等の中核人材を研修生として日本本社等に受け入れ、上限 1 年間で申請企業固有の技術の指導をしていただくスキームです。

この受入研修制度には以下のメリットがございまして、条件が合えば必ず海外拠点等の人材育成をなさる企業様のお役に立てると確信しております。

(1)企業での技術研修に先立ち、**日本語の基礎教育、生活案内等の導入研修(一般研修)**を AOTS が実施

- ✓ 日本での生活や研修において最低限必要な日本語能力が身に付きます。
- ✓ 日本社会のルールやマナーを理解した状態で送り出しますので、企業での個別研修(実地研修)を円滑に進めることができます。

◆技術研修とは(一般研修+実地研修)

<https://www.aots.jp/hrd/technology-transfer/receiving/>

(2)研修生でありながら「公的研修」の枠組みでの受入として、**実務を通じた技術の習得が可能**

- ✓ 公的研修でない場合、実務研修は認められません。

(3)AOTS の身元保証書により、**査証取得にかかる時間と負担を軽減**

- ✓ 通常ですと、出入国管理局から在留資格認定証明書の取得が必要で 1~3 か月時間を要します。

(4)研修生の日本での滞在費、研修実施費への**国庫補助金適用**

○今からのご申請でも、8 月下旬に開始する以下の一般研修コースへのお席を貴社研修生にご案内できます。

- ・8 月 21 日開始 6 週間コース(J6W, 関西研修センター開催)
- ・8 月 28 日開始 13 週間コース(J13W, 東京研修センター開催)
- ・8 月 28 日開始 9 日間コース(9D/A9D, 東京研修センター開催)

2024 年度 一般研修コース開設予定表はこちらです。↓

https://www.aots.jp/application/files/7217/1409/5948/ippankenshu2024_20240426.pdf

○例えばこの 8 月に研修を開始しても、年度をまたいで 2025 年 4 月以降も研修を続行することが可能です。

ぜひご活用ください。

AOTSの海外人材獲得・育成(国庫補助事業)

現地社員の教育にはコストがかかる…

海外の優秀な学生を採用したい…

オンラインで教育できないかな…？

そのお悩み、**AOTS事業を活用して**解決できるかも!?

受入研修

(海外法人社員向け、日本での研修)

- ・AOTS研修センターで日本語及び日本でのビジネスマナーの教育が受けられる!! (9日間、6週間、13週間)
- ・「研修ビザ」を容易に取得可能!!
- ・日本の製造現場などでの実務研修が可能!!

海外研修

(海外法人社員向け、海外での短期集合研修)

- ・海外日系企業からでも直接申請が可能!!
- ・海外法人社員だけでなく現地取引先や将来の顧客企業の社員も受講可能!!
- ・オンライン講義も可能!!
- ・近隣途上国からも共同受講可能!!

実施にかかる費用の一部に補助金を活用!!

※**アフリカ案件**では補助率等、条件優遇があります。詳細はお問合せ下さい。



- ・日本本社等のベテラン社員による直接現場指導が可能!!
- ・派遣旅費、滞在費に補助金が適用!!
- ・現地滞在中の危機管理に対応!!
- ・オンラインでの指導も可能!!

専門家派遣

(海外法人社員向け、海外での長期現場指導)

- ・海外日系企業からでも直接申請が可能!!
- ・高度外国人材の採用につながる!!
- ・オンライン授業、インターンシップ(来日インターンシップ含む)も可能!!

寄附講座

(海外学生向け、海外大学等での講座開設)

お問合せ先: 一般財団法人 海外産業人材育成協会(AOTS)

受入研修・海外研修・専門家派遣 → 研修・派遣業務グループ TEL: +81-3-3888-8221 E-mail: kigyo-inquiry-az@aots.jp

寄附講座 → 寄附講座グループ TEL: +81-3-3888-8238 E-mail: indus-acad-collab-pg@aots.jp

例えばこんな状況でご利用可能です！



金型の設計技術を教えて、わざわざ日本人が現地にいなくても良いように現地化したい！



現地で顧客から新製品を受注。新生産設備を導入するので、ローカルスタッフに技術教育したい。



現地で携帯電話用のアプリ開発をしているが、品質が悪くプロジェクトマネジメントを教育したい！



現地で不良品が多く、PDCAを回していく現場改善手法をローカルスタッフに教育したい。

補助の対象：研修・指導の際の渡航費、滞在費等

補助率：中小・中堅企業は1/2または2/3

大企業は1/3または1/2

(海外研修・寄附講座は企業規模によらず補助率2/3の事業もあります)

※中小企業は中小企業法に基づく企業、中堅企業は資本金10億円未満の企業。
(出資者の資本や課税所得の額により中堅・中小企業とならない場合があります)

※研修生の渡航費は補助対象にならない場合があります。

特に、受入研修制度には以下のような特長があります。

特長
1

在留資格「研修」ビザ取得可

◆身元保証書はAOTSが発行しますので、**在留資格認定証明書は不要**で、在留資格「研修」のビザが取得可能です。



特長
2

実務研修が可能！

◆国庫補助の公的研修と認められているので、座学だけでなく、**現場での実務研修が可能**です。
(総研修時間の原則2/3まで)



特長
3

日本語研修がある！

◆研修生に日本で長期間の生活に適応してもらうために6週間、13週間コースで**現場での研修や日常生活に役立つ日本語や一般知識**の研修が受けられます。



特長
4

**AOTS研修センターで
安心・安全な環境提供**

◆個室、**宗教に配慮した食事等**を完備

AOTS東京研修センター

